

## 令和3年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和3年11月15日（月曜日）

開 会 午前 11時07分

閉 会 午前 11時28分

---

### ○会議に付した事件

1. 損害賠償請求事件訴訟について
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
総務課主幹	森誠一君
建設課長	舩田紀和君
建設課主幹	小山内淳君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午前 1 1 時 0 7 分）

---

○委員長（吉谷一孝君） 協議事項、1、損害賠償請求事件訴訟について、総務課より説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、本日このような場を設けていただきまして、お忙しいところありがとうございます。8月20日の日には、この総務文教常任委員会協議会の中でご説明を一部した部分の現在係争中の町営住宅の漏水事故に関しまして、札幌の裁判所より和解案が提示されました。この和解については、実際にはこの議決をいただいた後に本当の和解が成立するという内容になってございますので、その前に総務文教常任委員会の皆様に概要等をお知らせしたいということでこの場を設けさせていただきました。詳細につきましては、担当よりご説明させていただきます。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 資料2ページ目をお開きください。損害賠償請求訴訟についてでございます。まずはじめに、1、事件の概要でございます。令和2年12月、町営住宅竹っこ団地かっこ棟2階201号室におきまして、町営住宅に付帯します水道管及び自動水抜き栓の経年劣化により、洗濯機に接続されていました水道蛇口から、約5トンの水が階下1階101号室の部屋全体に漏れ出しました。居住者の家具、家電等を汚損し、廃棄に至らせたものでございます。

2、訴訟の概要でございます。当該事故につきまして、家具、家電等が汚損した居住者（以下「原告」という。）に対しまして、事故原因における町の過失を認め、過去の判例等に基づき算出した損害賠償額により示談交渉を進めてまいりましたが、示談交渉がまとまらず、原告及び原告代理人が白老町に対しまして損害賠償請求訴訟を提起いたしました。これまでに3回、裁判が開催されまして、令和3年10月7日付けで札幌地方裁判所室蘭支部より和解案が提示されたところでございます。

3、和解案の概要でございます。①原告に対し被告（町）は解決金として総額148万円を支払う。次のページをお開きください。参考資料として、損害賠償額の算出額を比較したものでございます。町が算出した額は、総額102万3,110円でございます。それに対しまして、原告が主張してきた金額は総額302万3,691円でございます。今回、裁判所が認定した額が148万円でございます。内容につきましては、米印1、飲食費につきましては、本件事故の有無にかかわらず生じ得る費用であり、本件事故との相当因果関係が認められないということで認定されませんでした。続いて、米印2、家財運搬費でございますが、証拠により、家財運搬費が生じたと認められ、本件建物から家財を搬出する必要があったと考えられるが、利尻富士町までの運搬の必要性について疑問がないとは言えず、和解においては原告主張の6割の限度で認める。米印3、慰謝料につきましては、原告

主張の事情を考慮しても、原告らに生じた財産的損害に加えて、慰謝料を認める特段の事情までは認められないということで認定されておりません。最後、米印4でございます。主婦である原告井出ゆかりが片付け作業をしたことにより、家事に相当程度影響があったと考えられるものの、原告主張の全ての期間、家事に何ら従事できなかったとまでは直ちに認められず、和解においては原告主張の8割の限度で認めるというものでございます。総額148万円になります。

2ページ目にお戻りください。②解決金の支払期限は、令和3年12月28日とする。③原告らは、いずれもその余の請求を放棄する。④本件に関し、原告、被告間に債権債務関係がないことを確認する。⑤訴訟費用は各自の負担とするというのが、和解案の概要でございます。

4、この和解案を受けまして、町の意向でございます。当初より、本町は事故原因における町の過失を認めておりまして、損害賠償を支払う意思も示していることから、本訴訟は損害賠償の金額が争点でございました。裁判所が和解案で提示した解決金（損害賠償金額）について、本町の訴訟代理人であります佐々木総合法律事務所及び本町が加入しております総合賠償保険の幹事社であります損害保険ジャパン株式会社と協議した結果、裁判所の和解案の金額が妥当であると判断いたしまして、和解に応じる意向でございます。令和3年11月2日開催の第3回期日において、原告側も和解に応じる方針であることが示されております。解決金につきましては、全額損害保険の保険金のほうで支払われるということで、町からの持ち出しはない状況でございます。

最後、5、今後の手続きでございます。①裁判所から裁定和解における和解条項案というものが提示を今後受けます。②町は11月末日をめどに本件における和解の議決を得るということで、11月30日開催の11月議会に議案を提出する予定でございます。③双方から12月6日までに裁定和解の申立書を提出します。④次回期日であります12月9日午前10時の期日にて、和解条項の告知を行いまして、正式に和解の成立を確認するという手順になってございます。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま担当課からの説明が終わりました。説明に対し何か質疑のあります方はどうぞ。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 2点ほどお聞きしたいのですが、訴訟費用は各自が負担するということが相手方も負担することになるのでしょうか、本町については損害賠償保険に入っているということで、その費用に充てられる分と、この訴訟費用と認定額のほうと両方がその保険で支払われるということになるかと思うのですが、その確認と、各自の訴訟費用の負担金というのはどれぐらいになっているのか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） ただいま質問がありました、参考資料に書かれてあります弁護士費用といえますのは、原告の依頼した弁護士の費用ということになりまして、これの内訳についても調整金という形でうちが加入する保険会社から支払われることになります。うちの裁判費用についても、金額のほうはまだ弁護士さんからはきていないのですけれども、うちは顧問契約をしておりますので、その分を差引いた実質経費が今後請求されてきまして、これまでの裁判の経過でいきま

すと 15 万円から 20 万円程度請求されると思われます。それについても損害保険の対象でございますので、保険金から支払われることになります。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 弁護士費用、顧問料とかねて大体町のほうでは 15 万円ぐらいになると。相手方は 10 万 2,000 円ぐらいかかっていると。それを案分して、各々が負担して、それが損害保険賠償から町が出ますという考えでよろしいですか。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） 原告側の裁判費用はあくまでも原告側が支払うのですが、その原告の裁判費用をうちの保険会社のほうから原告のほうに支払って、そしてその支払った中から原告が自分の依頼した弁護士さんにお支払いするというようなことになります。一応、参考資料を見てお分かりのとおり、弁護士費用としての支払いはないのです。調整金というような形で言葉が変わっておりますので、要は保険会社から支払われる解決金の中から原告が裁判費用、弁護士さん費用をお支払いするというようなことになります。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑があります方はどうぞ。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 少ししつこいようですが、今の弁護士費用の話です。ということは、もし私が原告だったら、最初から町との和解というか、こういった裁判におこさないで、町との折衝していたときとそんなに変わらないですね。弁護士費用もこれに含まれているのであれば。時間を費やただけの話ですね。そういうことは自分たちも頭に入れておかないと、何もならない時間を、何もないという言い方は言葉に語弊があるかもしれませんが、時間だけ割いて、要は自分たちが何も特にもならないというか、そういうのを少し頭に入れておかないと、ほかにそういったもし相談事を持ちかけられたときに、本当にそういうことです。だから、町の算出した和解金とか、最初からの調停金というか。認めていながら、それをそのときにきちんと話がついていれば、そのとき解決した話になります。この何か月間か遅れているわけだから。そういう考え方でいいのですか。答えだけもらいます。

○委員長（吉谷一孝君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 誠一君） おっしゃるとおりで参考資料にありますとおり、裁判にしていなかった場合には町からは 120 万 3,000 円何がしお支払いをする予定になってございました。今回裁判所の認定額 148 万円をお支払いしても、原告は弁護士費用として 18 万 1,000 円と 10 万 2,000 円、合わせて 28 万 3,000 円お支払いすることになりますので、若干 10 万円ちょっとは町の算出額よりも増える形になりますけれども、時間と労力等を考えますと、それほどでもないのかというような印象でございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それでは、担当課の皆様退席お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

---

再開 午前11時22分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

2番、その他について、本間事務局長お願いします。

○事務局長（本間 力君） 損害賠償請求については皆さんよろしいですね。特にございませんが、総務文教常任委員会協議会のほう、一応一度これで閉じるような形でもいいですか。

今後の日程だけ先に説明させていただきます。所管事務調査が今、担当課を通じて調整なのですが、11月30日にアイヌ基本方針の第3回目の検討委員会を行うという予定で町側の情報でございます。したがって、第3回目の検討委員会を踏まえた中で所管事務調査を再開するほうが、前回意見出し全て終わっておりませんが、少なからず何点かの重要事項は町側のほうにはお伝えしている捉えでございます。それを踏まえて検討委員会の中で議論をするという流れの、その結果を受けたいということもございますので、日程が12月会議前となるとその週か、ないし翌週、今のところ12月6日月曜日辺りが日程としては、今町側の進め方を見ていますとそういう方向になりそうかというところがございます。加えて分科会、副委員長の主査のほうで、調整状況を私のほうでお伝えしますと、白老民族芸能保存会のほうが会長と、担当課から調整してもらっている状況なのですが、会長を含めて掛け持ちのお仕事もあってなかなか日程が難しいということがあって、現在も調整中ございまして、できれば12月6日という日程がよろしいのであれば、そこに向けて所管事務調査と分科会を、順番はどちらかが先になるかはありますけれども、そういう方向で詰めさせていただければと思いますが、委員長のほうでお諮りいただければと思います。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま事務局から説明がありましたが、そのような流れで進めたいと思いますが、12月6日月曜日、予定等が入っている方はいらっしゃいますか。都合が悪い方がいれば、また別の日程で調整いたしますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それでは、12月6日月曜日の予定で調整をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 時間で分科会がもし入れば10時からスタートして、分科会もしくは所管事務調査が10時からやって、昼一から懇談会、分科会をやるという日程なろうかと思えます。

ただ、分科会のほうが最終的にまだ調整が整っていないところですので、ここでご意見をいただきたいところなのですが、仮に白老民族芸能保存会のほう日程が不調になったというところで、12月会議に報告までの間にできなかった場合、仮にですが副委員長の仕切りになると思うのですが、ほかの団体、例えばこれまでの意見の中でいきますと、刺繍サークル等、そういったところもターゲットにするとかお話もありましたが、そういったところも拡大してそういった分科会のほうをもっていくべきかどうか最終的に進めたいと思うのですけれども、もし可能でしたらご意見等をいた

だきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） ただいまの内容につきまして何かご意見がありましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。白老民族芸能保存会で調整がつかない場合、ほかのサークル等と調整をして分科会を行うということですが、いかがでしょうか。もしご意見がなければ、そのような調整の中でうまくいかなければそういうような形で進めたいと思いますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） それでは、そのように進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） タイムスケジュール的なことなのですが、12月6日、一応白老民族芸能保存会との懇談をして、10時から大体終日見ておいたほうがいいですか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） おおむねの会議の時間帯を鑑みますと、所管事務調査で約90分から、かかったとしても2時間と。分科会もおおむね活動状況の説明を受けて質疑を行えば1時間から1時間半程度ということですので、10時からスタートできれば3時前には終われるかと思えます。ただ、これが町側の日程、団体の都合とかということになりますと、仮にですが1時からスタートするとなると5時ぐらいまでかかってしまうということになりますので、まだそこはすみません、これからの調整次第ということになりますので、極力は今の時間の10時から3時ということで、もしそのほうがいいということであれば、そういった日程で調整していきたいと思えます。

○委員長（吉谷一孝君） では、そのような形で進めてまいりたいと思えます。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） それでは、総務文教常任委員会協議会を終了いたします。

（午前11時28分）